

大和州市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第5号

大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同項第1号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる」を「第78条第2項第4号に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の第15条の2第1項（各号列記以外の部分に限る。）の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。